

構造改革特別区域計画の変更の認定申請書

平成17年5月13日

内閣総理大臣 小泉 純一郎 様

熊本県知事 潮 谷 義 子

阿蘇市長 佐 藤 義 興

南小国町長 河 津 修 司

小国町長 宮 崎 暢 俊

産山村長 井 道 行

高森町長 藤 本 正 一

南阿蘇村長 今 村 輝 昭

西原村長 加藤義明

山都町長 甲斐利幸

平成15年度8月29日付けで認定を受けた構造改革特別区域計画について下記のとおり変更したいので、構造改革特別区域法第6条第1項の規定及び同法附則第3条に規定する措置に基づき、認定を申請します。

#### 記

##### (1) 変更事項

- 4 構造改革特別区域の特性
  - 5 構造改革特別区域計画の意義
  - 6 構造改革特別区域計画の目標
  - 7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果
  - 8 特定事業の名称
- 別紙(特定事業番号:407)削除  
別紙(特定事業番号:707)追加

##### (2) 変更事項の内容

新旧対照表のとおり

新	旧
<p>4 構造改革特別区域の特性  (2) 阿蘇地域の概要  <u>遊休農地の活用策も含め都市住民のニーズに対応した多様な体験型ツーリズムの振興を中心に据えた地域づくりが急務となっています。今後、阿蘇の地域づくりを推進する上で、阿蘇地域の豊かな自然と農林漁業、歴史・伝統文化などの地域資源を掘り起こし、磨き上げ、阿蘇地域の魅力アップを図る必要があります。</u></p> <p>5 構造改革特別区域計画の意義  (3) 新たな都市農村交流の展開  <u>宿泊により増えた滞在時間を活用して自然、歴史、文化等に育まれた地域資源を身近に感じてもらい、地域とのつながりを深めるような新たなツーリズムを提供する、<u>宿泊等で来訪者に濁酒を提供し、来訪者の心を掴むおもてなしができるようになり、都市住民と農村住民の本音の交流が進みます。</u></u></p> <p>6 構造改革特別区域計画の目標  (1) 都市農村交流人口の増加  <u>観光客の足が伸びておらず、地域全体として観光産業の経済的な効果が波及していないのが現状です。そこで、本特区内において、農家民宿の開業、市民農園の開設や物産施設での特産品の拡充など、受入体制の充実を図るとともに、関連事業を一体的に実施することにより、都市と農村との交流人口を拡大し、経済的な効果を地域全体に拡大させます。また、受入体制の一環として、有害鳥獣捕獲の規制の特例を適用することは、経済的な効果を地域の隅々まで波及させる可能性を増加させ、新規就農者等の定住促進につなげます。</u>  <u>このように規制の特例を活用し、都市と農村の交流拡大、農村の活性化に取り組むこととしていますが、さらに濁酒の製造事業の特例措置を新たに受け、規制の特例を適用することにより農家民宿等で濁酒を醸造し、来訪者へ提供することにより阿蘇カルデラツーリズムの魅力を一層高め、都市と農村の交流人口の増加を図っていきます。</u></p>	<p>4 構造改革特別区域の特性  (2) 阿蘇地域の概要  遊休農地の活用策も含め都市住民のニーズに対応した多様な体験型ツーリズムの振興を中心に据えた地域づくりが急務となっています。</p> <p>5 構造改革特別区域計画の意義  (3) 新たな都市農村交流の展開  宿泊により増えた滞在時間を活用して自然、歴史、文化等に育まれた地域資源を身近に感じてもらい、地域とのつながりを深めるような新たなツーリズムを提供する。</p> <p>6 構造改革特別区域計画の目標  (1) 都市農村交流人口の増加  観光客の足が伸びておらず、地域全体として観光産業の経済的な効果が波及していないのが現状です。  本特区内において、<u>規制の特例を適用し、農家民宿の開業、市民農園の開設や物産施設での特産品の拡充など、受入体制の充実を図るとともに、関連事業を一体的に実施することにより、都市と農村との交流人口を拡大し、経済的な効果を地域全体に拡大させます。また、受入体制の一環として、有害鳥獣捕獲の規制の特例を適用することは、経済的な効果を地域の隅々まで波及させる可能性を増加させ、新規就農者等の定住促進につながります</u></p>

新	旧
<p>(2) 特色を生かした活力ある地域産業づくり 農林家民宿を整備することにより、宿泊型の都市農村交流へと転換し、農村生活を体感できるような交流形態へと発展させます。さらに、<u>農家民宿や農園レストランで阿蘇の水で育った「おいしい米」を原料にした濁酒を提供することで、消費者の求める安心安全な食の提供を行い、同時に地域振興につながる地産地消を推進します。</u></p> <p>7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果</p> <p>1 「阿蘇カルデラツーリズム」による地域振興策をさらに発展させるものです。 従来の誘客促進策と併せて、<u>農家民宿の開業、農家民宿等による濁酒の提供、市民農園の開設促進、都市農村交流施設の運営法人の農業参入等を通じたグリーン・ツーリズムの促進により、本特区内での都市農村交流人口の増加が図られ、ひいては観光客の入り込み客数の増加につながります。</u></p> <p>3 交流人口に占める宿泊客の割合を現行の12.4%から15.4%に高める。</p> <p>なお、120,000人の交流人口の増加のうち、 (1) 農家民宿の開業により、平成16年度で約3,300人、平成19年度で約4,400人の増加を見込む。</p> <p>なお、14億5千9百万円の経済効果のうち、 (1) 農家民宿を今後5カ年間で新たに25軒開業させ、平成16年度で約5千万円、平成19年度で6千5百万円の経済効果を特区域において見込む。</p>	<p>(2) 特色を生かした活力ある地域産業づくり 農林家民宿を整備することにより、宿泊型の都市農村交流へと転換し、農村生活を体感できるような交流形態へと発展させます。</p> <p>7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果</p> <p>1 「阿蘇カルデラツーリズム」による地域振興策をさらに発展させるものです。 従来の誘客促進策と併せて、<u>規制の特例を活用した農家民宿の開業、市民農園の開設促進、都市農村交流施設の運営法人の農業参入等を通じたグリーン・ツーリズムの促進により、本特区内での都市農村交流人口の増加が図られ、ひいては観光客の入り込み客数の増加につながります。</u></p> <p>3 交流人口に占める宿泊客の割合を現行の12.4%から15.4%に高める。</p> <p>なお、120,000人の交流人口の増加のうち、<u>特例措置の適用により、</u> (1) 農家民宿の開業により、平成16年度で約3,300人、平成19年度で約4,400人の増加を見込む。</p> <p>なお、14億5千9百万円の経済効果のうち、<u>特例措置の適用により、</u> (1) 農家民宿を今後5カ年間で新たに25軒開業させ、平成16年度で約5千万円、平成19年度で6千5百万円の経済効果を特区域において見込む。</p>

新	旧												
<p>さらに、都市農村交流がもたらす効果を着実なものとするため、特                      区区域内における特定農業者による濁酒の製造事業件数について、平                      成18年度までに9件（農家民宿6件、農園レストラン3件）を目標                      とする。管内各地域で農家民宿等に取り組む農業者を対象として、                      相談体制の整備、濁酒づくり講習会、イベント等での情報発信な                      どの事業を行うことにより、地域全体で普及啓発に取り組み、平成2                      3年度までにさらに5件程度の製造開始を目指し、合計14件での濁                      酒製造事業を展開させる。</p> <p style="text-align: center;">特区区域における特定農業者による濁酒製造事業件数</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>現在（H17）</th> <th>～H18年度</th> <th>～H23年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>新規製造開始件数</td> <td style="text-align: center;">0</td> <td style="text-align: center;">9</td> <td style="text-align: center;">5</td> </tr> <tr> <td>製造件数合計</td> <td style="text-align: center;">0</td> <td style="text-align: center;">9</td> <td style="text-align: center;">14</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	現在（H17）	～H18年度	～H23年度	新規製造開始件数	0	9	5	製造件数合計	0	9	14	
区 分	現在（H17）	～H18年度	～H23年度										
新規製造開始件数	0	9	5										
製造件数合計	0	9	14										
<p>8 特定事業の名称</p> <p>(1) 707 特定農業者による濁酒の製造事業                      (2) 1001 地方公共団体又は農地保有合理化法人による農地又は                      採草放牧地の特定法人への貸付け事業                      (3) 1002 地方公共団体および農業協同組合以外の者による特定                      農地貸付事業                      (4) 1303 有害鳥獣捕獲における狩猟免許を有しない従事者容認                      事業</p> <p>別紙（特定事業番号：407）</p> <p>1 特定事業の名称                      削除</p>	<p>8 特定事業の名称</p> <p>(1) 407 農家民宿における簡易な消防用設備等の容認事業                      (2) 1001 地方公共団体又は農地保有合理化法人による農地又は                      採草放牧地の特定法人への貸付け事業                      (3) 1002 地方公共団体および農業協同組合以外の者による特定                      農地貸付事業                      (4) 1303 有害鳥獣捕獲における狩猟免許を有しない従事者容認                      事業</p> <p>別紙（特定事業番号：407）</p> <p>1 特定事業の名称                      農家民宿における簡易な消防用設備等の容認事業</p>												

新	旧
2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者 <u>削除</u>	2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者 阿蘇市、南小国町、小国町、産山村、高森町、南阿蘇村、西原村の 全域及び山都町の一部（旧蘇陽町）に住所を有する者及び同特区内に 農地又は山林を有する者で農家民宿を開業しようとする者
3 当該規制の特例措置の適用の開始の日 <u>削除</u>	3 当該規制の特例措置の適用の開始の日 特区計画認定の日から
4 特定事業の内容 <u>削除</u>	4 特定事業の内容 施設を設けて人を宿泊させ、農村滞在型余暇活動（主として都市の 住民が余暇を利用して農村に滞在しつつ行う農作業の体験その他農業 に対する理解を深めるための活動）に必要な役務を提供する農家民宿 事業を特区内で行う場合、「誘導灯及び誘導標識」、「消防機関へ通報 する火災報知設備」の設置については、平成15年3月26日付け消 防予第90号消防庁予防課長通知で定めるガイドラインが適用され る。
5 当該規制の特例措置の内容 <u>削除</u>	5 当該規制の特例措置の内容 (1) 規制の特例措置の必要性 近年の観光客の田舎暮らしや自然とのふれあいへのニーズが高 まる中、新しい宿泊形態としての農家民宿を進めるためには、農家民 宿事業実施にさいしての負担軽減が必要である。 当該規制の特例措置により、誘導灯及び誘導標識、消防機関へ通報 する火災報知設備の設置については、前記ガイドラインが適用される ことから、農家民宿の開業促進のためには特例措置の適用は不可欠で ある。 (2) 要件適合性を認めた根拠 誘導灯及び誘導標識について 農家民宿等の避難階（建築基準法施行令（昭和25年政令第 338号）第13条の3第1項）において、 ア 各客室から直接外部に容易に避難できる、又は建物に不案内 な宿泊者でも各客室から廊下に出れば、夜間であっても迷うこ となく避難口に到達できること等簡明な経路により容易に避難 口まで避難できること

新	旧
<p>別紙（特定事業番号：<u>707</u>）</p> <p>1 特定事業の名称 特定農業者による濁酒の製造事業</p> <p>2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者 阿蘇カルデラツーリズム推進特区内で農林漁業体験民宿業その他酒類を自己の営業場において飲用に供する業を併せ営む農業者で濁酒を製造しようとする者</p> <p>3 当該規制の特例措置の適用の開始の日 特区変更計画認定の日から</p>	<p>イ 農家民宿等の外に避難した者が、当該農家民宿等の開口部から3メートル以内の部分を通らずに安全な場所へ避難できること</p> <p>ウ 農家民宿等において、その従業者が、宿泊者等に対して避難口等の案内を行うこととしていること の全ての条件を満たしており、令第26条の規定にかかわらず、当該避難階における誘導灯及び誘導標識の設置を要しない、との前記ガイドラインが適用される。 消防機関へ通報する火災報知設備について 消防機関へ通報する火災報知設備の設置を要する農家民宿において、</p> <p>ア 「誘導灯及び誘導標識の設置にかかる条件（前記5の（2）の）」を満たしていること</p> <p>イ 客室が10室以下であること</p> <p>ウ 消防機関へ常時通報することができる電話が常時人がいる場所に設置されており、当該電話付近に通報内容（火災である旨並びに防火対象物の所在地、建物名及び電話番号の情報その他これに関連する内容とすること。）が明示されていることの3要件を満たしており、令第23条第3項の規定にかかわらず、当該農家民宿等における消防機関へ通報する火災報知設備の設置を要しない、との前記ガイドラインが適用される。</p>

新	旧
<p>4 特定事業の内容  <u>農村滞在型余暇活動（主として都市の住民が余暇を利用して農村に滞在しつつ行う農作業の体験その他農業に対する理解を深めるための活動）の一環として、農家民宿や農園レストランなど、酒類を自己の営業場において飲用に供する業を併せ営む農業者が、酒類の製造免許を取得し、特区内の自己の酒類製造場で自ら生産した米を原料として濁酒を製造し、提供・販売する。</u></p> <p>5 当該規制の特例措置の内容  (1) 規制の特例措置の必要性  <u>構造改革特別区域法に設けられた「酒税法の特例」により、農家民宿や農園レストランなどを併せ営む農業者が、自ら生産した米を原料として濁酒を製造する場合には、製造免許に係る最低製造数量基準を適用しなくてもよくなり、酒類製造の免許を受けることができるようになる。</u>  <u>これにより、農家民宿者等への濁酒の提供が可能となり、阿蘇地域の新たな特産として対外にアピールでき、阿蘇カルデラツーリズムの魅力向上に繋がると期待できる。</u>  <u>なお、当該特定事業により酒類の製造免許を受けた場合、酒税納税義務者として必要な申告納税や記帳義務が発生してくるとともに、税務担当局の検査や調査の対象となり、検査等を受ける義務が生じる。</u></p> <p>(2) 要件適合性を認めた根拠  <u>構造改革特別区域内において、農家民宿や農園レストランなどを併せ営む農業者が、自ら生産した米を原料として濁酒を製造する場合には、免許の審査に当たり、「免許後1年間の製造見込数量が最低製造数量基準（年間6キロリットル）に達していること」という要件を適用しない。</u></p>	



別紙（特定事業番号：707）

- 1 特定事業の名称  
特定農業者による濁酒の製造事業
- 2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者  
阿蘇カルデラツーリズム推進特区内で農林漁業体験民宿業その他酒類を自己の営業場において飲用に供する業を併せ営む農業者で濁酒を製造しようとする者
- 3 当該規制の特例措置の適用の開始の日  
特区変更計画認定の日から
- 4 特定事業の内容  
農村滞在型余暇活動（主として都市の住民が余暇を利用して農村に滞在しつつ行う農作業の体験その他農業に対する理解を深めるための活動）の一環として、農家民宿や農園レストランなど、酒類を自己の営業場において飲用に供する業を併せ営む農業者が、酒類の製造免許を取得し、特区内の自己の酒類製造場で自ら生産した米を原料として濁酒を製造し、提供・販売する。
- 5 当該規制の特例措置の内容
  - (1) 規制の特例措置の必要性  
構造改革特別区域法に設けられた「酒税法の特例」により、農家民宿や農園レストランなどを併せ営む農業者が、自ら生産した米を原料として濁酒を製造する場合には、製造免許に係る最低製造数量基準を適用しなくてもよくなり、酒類製造の免許を受けることができるようになる。  
これにより、農家民宿者等への濁酒の提供が可能となり、阿蘇地域の新たな特産として対外にアピールでき、阿蘇カルデラツーリズムの魅力向上に繋がると期待できる。  
なお、当該特定事業により酒類の製造免許を受けた場合、酒税納税義務者として必要な申告納税や記帳義務が発生してくるとともに、税務担当局の検査や調査の対象となり、検査等を受ける義務が生じる。
  - (2) 要件適合性を認めた根拠  
構造改革特別区域内において、農家民宿や農園レストランなどを併せ営む農業者が、自ら生産した米を原料として濁酒を製造する場合には、免許の審査に当たり、「免許後1年間の製造見込数量が最低製造数量 基準(年間6キロリットル)に達していること」という要件を適用しない。